

## 5 宅地建物取引業者名簿登載事項の変更手続き

### 1 注意事項

- 宅建業者は、免許を受けた後、免許申請書に記載した事項について変更があった場合、宅建業法9条により、変更が生じた日から30日以内に、免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出しなければなりません。
- 届出に係る「手数料」は不要。（ただし、免許証書換交付申請は手数料500円が必要）
- **新規免許申請中の変更は受付できません。免許取得日以後の期日で、登録内容を変更するか、場合によっては、申請を取り下げる、変更後の内容で再申請することになります。**
- 提出部数は、正本1部、副本（コピーでも可）1部です。
- **変更届にあたって欠格事由が判明した場合は、現行免許を取り消すことがあります。「宅地建物取引業免許申請の手引」3ページの欠格要件（免許を受けられない者）を参照し、事前によく確認してください。**

#### 【参考：変更の届出を要さない事項】

- ◇事務所の電話番号のみの変更 ⇒ ただし、口頭等による連絡をお願いします。
- ◇代表者、法人役員等の自宅住所 ⇒ ただし、宅地建物取引士登録している方は、別途宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請が必要。
- ◇兼業の内容
- ◇法人の資本金
- ◇相談役及び顧問の氏名、住所、就退任日
- ◇株主の状況
- ◇代表者、政令で定める使用人、法人役員、専任の宅地建物取引士以外の「従事者」のみの異動  
⇒ ただし、宅地建物取引士登録している方は、別途変更登録が必要。
- ◇事務所の移動を伴わない、使用権原の変更（貸主の変更など）  
＊これらの項目については、次回の免許更新申請の際に、その時点の最新データを記入してください。